

## 第1回佐賀家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成15年12月5日（金）午後1時30分～午後3時30分

### 2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員（五十音順）

稲田繁生（県立女性センター・生涯学習センター館長），  
太田善康（佐賀家庭裁判所判事），小倉厚子（国際ソロプチミスト佐賀有明  
会員），甲斐淑浩（佐賀地方検察庁検事），片岡 博（佐賀家庭裁判所長），  
富吉賢太郎（佐賀新聞社論説委員長），本多俊之（佐賀県弁護士会弁護士），  
宮崎久生（西九州大学健康福祉学部教授），吉木靖範（佐賀県公民館連合会  
長）

欠席委員 金子栄一（佐賀市保健福祉部長）

#### (2) 事務担当者

千綿事務局長，古賀総務課長（庶務）

### 4 議事（○委員長，●委員，□庶務）

#### (1) 所長あいさつ

#### (2) 委員の紹介（自己紹介）

#### (3) 委員長選出

- 裁判所の実情をよく分かっている所長が委員長になることではどうか。
- 家裁は，この委員会において「家裁をどのようにしたらよいか」と問いかけるとともに，「こうしたらどうでしょうか」という意見を受ける側にある。そのため，家裁の所長が委員長に就くのは筋論としてはいかなものか。しかし，そうは言っても，家裁の実情を知らない委員が多いと思うので，当面，所長に委員長に就いてもらうのもやむをえないと思うが，所長を委員長に固定せずに，家裁委員会が発展していったら民意が充実していったときには，また検討するということにして，当面は所長でよいかと思う。

**委員長に片岡博委員を選出することで了承された。**

(4) 委員長代理の選出

**委員長は、委員長代理として太田善康委員を指名した。**

(5) 委員会議事手続

ア 委員会の召集手続

**委員会は委員長が召集することで了承された。**

イ 議事の公開

□ 議事の内容を県民に伝える方法として、議事概要をインターネット上の裁判所のホームページに掲載することを考えている。

- マスコミがいると話しにくいという委員もいるかもしれないが、本来、議事自体もすべて公開すべきと思う。
- 記者がずっといる中では話しにくい。記者のいないところで、ざっくばらんに話したい。発言の趣旨と違う形で報道されるのも困る。
- 私も職務上の立場もあるので、肩書と発言内容がそのまま報道されると困る場合がある。非公開の中で発言させてもらいたい。
- 地裁委員会同様、報道機関から要望があれば委員会終了直後に結果を報告することを考えている。
- マスコミが家裁委員会のホームページを見て後から照会したときに、委員長が答えられる態勢にあればそれでよい。人の目があると発言しにくいとか、本意でないことが報道されると困るという立場もあると思うので、委員長が基本的に公開するという立場であれば、方法はどんな形でもよいかと思う。
- 被害者の問題とか人権上のことが話題になるようなテーマについて発言が一人歩きするようなこともあるので、配慮してもらいたい。
- 報道の際にはどの委員の発言か分からないような形にすればよいのであって最初から議事そのものを公開しないとするのはいかがなものか。
- マスコミがいると困るという委員がいるのであれば、議事そのものを公開しないというのも仕方ない。マスコミがいるから言わないというよりは、マスコミがいないことで思ったことが自由に言える方がよい。
- 事前に報道機関に委員会の日程等を知らせておいて、要望があれば終了

後に委員長が説明することとしたい。

- ホームページ掲載のときは、委員会の構成メンバーだけは記載しておいてほしい。そうすれば誰の意見か推測もつく。

議事の公開について次の点が確認された。

- ①委員会の議事そのものは報道機関に公開しない。
- ②議事概要をインターネット上の裁判所ホームページに掲載し、構成委員の氏名と肩書は公表する。ただし、発言者の氏名は公表しない。
- ③報道機関から要望があれば、委員会終了後に委員長が議事の内容を説明する。

ウ 意見交換のテーマ

誰でも常識的な感覚で話し合える身近なテーマとすることで了承された。

エ 委員会への出席者

テーマによっては委員以外の裁判所職員が出席することについて了承された。

(6) 協議「親しみやすい裁判所となるための広報活動について」

□ 本テーマ選定の趣旨と裁判所の広報活動について配布資料に基づいて説明

- 私どもが行っている講座は、生き甲斐とか女性の地位向上等の決まり切ったテーマではなく、社会性のあるプログラムを入れている。現在、DVの企画を連続で開催し、DVに悩んでいる方々の交流会も実施している。今後は家裁と一緒にあって、虐待や非行問題等の啓発のための企画を、報道機関にも加わってもらい、一般住民にPRして実施できないかと考えている。
- 親しみやすい裁判所も大事だが、役に立つ裁判所とするための広報を考えてもらいたい。当弁護士会では、同会と弁護士に対する苦情処理の窓口を設けている。裁判所も、利用する人の生の声、切実な声を反映させる方法を考えてほしい。
- 中学生、高校生が裁判を傍聴できる機会を増やして欲しい。また、裁判所のパンフレットは親しみやすいので、さらに押し進めて欲しい。中学生にも分かるように専門用語を使用せず簡潔にお願いしたい。

- 裁判官が出向いて講義をする「出前講座」について、受け付ける期間を広報してもらえると助かる。特に遠距離の地区への配慮をお願いしたい。
- 配布された資料を見て、裁判所がこんなにも数多くの広報活動を実施していることが分かり、すごいと思った。裁判官は多忙なのであれば、出前講座を効率良く実施する方法を考えたらよい。例えば一箇所で出前講座を開催する場合には、同じ市内の全学校を集めたらよい。さらに、マスコミを効率よく使って報道してもらうのがよい。マスコミはタイトルやコピーだけで飛びつく。「裁判教室」では表現が堅いので、例えば「裁判傍聴に行こう」とするとか。市民の目が向く方法、テクニックを考えることは大事である。
- 家裁は非公開という制約があるので、裁判所一般の広報とは異なる。私は少年非行に関心があるが、非公開であるので、どうしたものかなと考えている。
- 確かに、非公開に留意した家裁独自の方法を考えないといけない。一方では、佐賀地家裁で一緒になって取り組む方法が考えられる。
- 裁判所の啓発のためには、地家裁合同委員会も年1回はあってもよいのかもしれない。
- 市民が知りたいのは、家裁は実際に何をしているかという点である。例えば調停は悩みを解決に導いてくれるところであると具体的にその内容を広報すべきである。具体的なものでないと理解できない。広報の在り方を工夫してもらいたい。
- どこに相談に行けばよいか分かれると悩みの半分は解決すると言われていた。先日幼い子が生活保護も受けないまま餓死した事件があったが、生活保護という誰でも知っていると思われることも、その申請手続については大半の人は知らないと思ってほしい。家裁がどんな仕事をしているのかが分からなければ利用しようがない。まだまだ一般の人と裁判所の距離は遠いと思ってよい。
- 家裁が相談を受けているとは知らなかった。教えられて初めて、裁判所入口に掲示されているのを知った。相談があることを知らない人が多いと思う。

- こちらが思っている程知らない人が多い。女性センターの講座には男性は参加できないと考えている。そこで、企画の名称を変えたり、男女一緒の実行委員会を結成した結果、多くの男性の参加があった。粘り強く知ってもらおう工夫をしないといけない。

○ 委員から出た意見を今後の広報活動に活かしていきたい。

(7) 次回の予定

ア 日程

平成16年5月28日（金）午後1時30分とする（仮決定）。

イ 意見交換テーマ

引き続き今回と同様のテーマとする。なお、他に希望するテーマがあれば申し出る。

終了後、庁舎見学を実施し、4人の委員が参加された。